

答申第 59 号
令和 7 年 8 月 8 日

高崎市教育委員会教育長 様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

別表の項番 1 から 2 の（い）欄に記載の年月日にそれぞれ諮問のありました下記
審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 262 号、第 268 号

令和 3 年 11 月 8 日付け（第 221-1 号）「行政文書不存在決定」

令和 3 年 12 月 15 日付け（第 255-1 号）「行政文書不存在決定」

に係る審査請求

別 紙

諮問番号：諮問第 2 6 2 号、第 2 6 8 号

答申番号：答申第 5 9 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

高崎市教育委員会教育長が行った決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番 1 から 2 の（う）欄に記載の年月日に高崎市情報公開条例（平成 1 4 年高崎市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、高崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番 1 から 2 の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件各行政文書」という。）について、別表の項番 1 から 2 の（か）欄に記載の年月日にそれぞれ行政文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、別表の項番 1 から 2 の（き）欄に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番 1 から 2 の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 2 の（け）欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 2 の（こ）欄に記載の年月日に反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね別表の項番1から2の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和7年1月29日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から2の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第4 審査会の判断

第262号及び第268号の本件各請求に対応する本件各行政文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、本件各行政文書は、保存年限を経過しているのであるから、保存年限の延長をする特段の必要性を認めなかった以上、高崎市文書取扱規程に基づき保存年限の経過をもってすでに廃棄処理されたものと認められる。仮に、申立人の思料する内容の根拠等について高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していたとしても、高崎市文書取扱規程に基づき保存年限の経過に伴い廃棄した手続きについては妥当である。したがって、本件各行政文書が不存在であるとした本件各処分に違法はない。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の要望

当審査会は、実施機関が行った決定について妥当であると判断したものではあるが、今後実施機関が公開請求に係る行政文書の決定を通知するに当たり、行政文書を破棄したことを理由として行政文書不存在決定をする場合は、具体的な保存年限や廃棄年月日等を、それぞれ記載するよう要望する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
別表項番 1（い）欄の 各日付	諮問
令和 7 年 1 月 2 9 日	実施機関説明 調査、審議
令和 7 年 3 月 1 2 日	併合審議決定、調査、審議
令和 7 年 6 月 2 6 日	答申調整
令和 7 年 8 月 8 日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会 長	阿部 圭司
委 員	有賀 長規
委 員	猪岡 真也
委 員	本島 久仁倫
委 員	池田 貴明